

地域未来投資促進法における
地域経済牽引事業計画の
ガイドライン

平成 2 9 年 1 1 月
経 済 産 業 省
地域経済産業グループ
地域未来投資促進室

— 目次 —

第1 地域経済牽引事業計画の作成について	2
I 必須記載事項	2
1 地域経済牽引事業の内容及び実施時期.....	2
2 地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法.....	6
3 地域経済牽引事業の実施による経済的効果	6
II 任意記載事項	6
1 地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項.....	6
2 地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積.....	6
3 一般社団法人が法第22条第1項又は第2項に定められた商標法の特例を受ける場合の事項（法第22条及び第23条に規定する商標法の特例）	6
4 補助金等交付財産の活用に関する事項.....	7
5 法第24条に定められた課税の特例に係る主務大臣の確認を受けようとする場合には、地域経済牽引事業の用に供する施設又は設備に関する事項	7
第2 地域経済牽引事業計画の承認について	8
1 地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含まない場合	8
2 地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含む場合	9
3 その他留意事項	10
第3 地域経済牽引事業計画の承認取消しについて	11
1 法第15条第2項の規定に基づく承認の取消しの基準	11
第4 地域経済牽引事業計画に係る特例措置の活用について ...	12
1 法第18条に規定する中小企業信用保険法の特例	12
2 法第26条に規定する財産処分の制限に係る承認の手続の特例	14
第5 承認地域経済牽引事業の法第24条に基づく確認について	15
1 確認の基準について	15
2 地域経済牽引事業の確認の流れ	18

第1 地域経済牽引事業計画の作成について

地域経済牽引事業計画の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

I 必須記載事項

1 地域経済牽引事業の内容及び実施時期

(1) 地域経済牽引事業を行うに当たって活用する地域の特性及びその活用戦略

同意基本計画「5 (1) 地域の特性及びその活用戦略」から、当該地域経済牽引事業が該当するものを記入すること。

(2) 地域経済牽引事業として行う事業の内容

(事業名)

他の事業と区別できるよう、事業内容がわかるような事業名をつけ、記載すること。

(関連する業種)

当該事業と関連する業種を産業中分類で記載すること。

(事業の実施背景 (これまでの経緯))

事業内容の理解を促進する観点から、当該事業の実施背景やこれまでの事業の経緯などを記載すること。

(今後の具体的な事業内容)

地域経済牽引事業として承認を受けた後、実施する予定の当該事業の内容について記載すること。具体的な製品や商品、サービスの開発や売上増加等に関する方向性などを記入すること。

(事業の目標)

事業計画期間(「I 1 (5) 地域経済牽引事業の実施時期 (実施の時期)」に記載する期間と同じ期間。以下同じ。)を通じた具体的な事業内容を通じた当該事業の目標について、事業の目標とする状況に加え、売上げや利益等の定量的指標を記載すること。

(付加価値創出額)

事業計画期間を通じた当該事業の実施によって創出する予定の付加価値額及びその根拠について記載すること。基本計画の「3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項」の「(2) 高い付加価値」に従い、地域経済牽引事業の開始前の付加価値額に加えて、事業計画最終年度の単年度において都道府県の1事業所あたりの付加価値額を創出する必要がある。

例) 地域経済牽引事業の開始前の付加価値額を1億円とし、当該都道府県の1事業所あたりの付加価値額を4,000万円とすると、事業計画最終年度の単年度における当該事業の付加価値額は1億4,000万円であることが必要となる。

※ 付加価値額 = 売上高 - 費用総額 + 給与総額 + 租税公課

費用総額 = 売上原価 + 販売費及び一般管理費

(その他)

上記事項以外に、当該事業の承認に係る審査に必要と思われる事項を記載すること。

例えば、次のような事項を記載すること。

- ① 承認地域経済牽引事業の成果に係る発明を実施するために、承認地域経済牽引事業計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係る発明について法第21条に規定する特許法の特例を活用する場合

あらかじめ地域経済牽引事業計画に「承継を予定している特許権（又は特許を受ける権利）とその果たす役割」を次のように記載すること。

<記載例>

承継を予定している特許権（又は特許を受ける権利）とその果たす役割

- ・ 特願××××-××××××
- ・ 承継を予定している特許権（又は特許を受ける権利）は、○○○○○（発明の概要）に関するものである。

なお、地域経済牽引事業計画の承認時に出願前であった発明を承継する予定の場合は、次のように記載すること。

<記載例>

承継を予定している特許権（又は特許を受ける権利）とその果たす役割

- (i) 被承継人 □□□□
- (ii) 発明者 □□□□
- (iii) 発明概要 □□□□

- ② 地域経済牽引事業であって、戦略的基盤技術高度化支援事業の活用を念頭にした研究開発を行う予定の場合には、その旨明記するとともに、次の事項を記載すること。

(i) 研究開発等計画

(ア) 計画名 研究開発等計画の名称を記載すること。

(イ) 計画実施期間 研究開発等計画全体における実施期間を記載すること。

(ウ) 特定ものづくり基盤技術の種類

中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成18年法律第33号)第2条第2項に定める「特定ものづくり基盤技術」のうち、研究開発の内容に関連する主たる技術を記載すること。

(エ) 研究開発等の拠点となる施設

主たる研究開発等の実施場所の施設名称、住所を記載すること。

(オ) 特定ものづくり基盤技術の高度化を図るための研究開発等の目標

研究開発等計画の策定の背景、従来技術の課題・問題点、研究開発動向等を踏まえた研究開発の目標を記載すること。

(カ) 目標達成に向けた研究開発等の実施方法

どのような手法により研究開発を進めるのか概要を記載すること。

(ii) 研究開発等の内容

(ア) 研究開発等の具体的な内容

従来技術と開発する新技術の差異、技術的課題を明らかにするとともに、それらに対応するための研究開発の内容、実施体制について、具体的に記載すること。また、必要に応じて図表等を用いて補足すること。

(イ) 研究開発等の技術的目標値

研究開発等における技術的目標値について、可能な限り定量的な目標を記載すること。

(ウ) 承継を予定している特許権（又は特許を受ける権利）とその果たす役割

研究開発等計画の実施にあたり、他者の特許の活用等を予定している場合には、承継を予定している特許権又は特許を受ける権利について、その概要（特許（出願）番号、発明の名称、非承継人、発明者及び発明の概要）及び研究開発等計画における当該特許技術の役割を記載すること。

(エ) 専門用語等の解説

上記の記載にあたり、専門用語等を用いる場合には、その内容の解説を記載すること。

(iii) 研究開発等の実施期間

研究項目毎に、年度毎の目標、実施内容、実施者、実施場所、実施時期を記載すること。

(iv) 研究開発等の体制

研究開発等の実施に協力する協力者（事業者、大学その他の研究機関、独立行政法人その他の者）毎に、住所、名称、代表者名、連絡先、資本金、従業員数、業種、具体的な協力の内容を記載すること。

(v) 研究開発等を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

申請事業者及び協力者毎に、年度別の所要資金額及びその調達方法（補助金・委託費、金融機関からの借入れ、株式、社債、新株予約権、自己資金等）を記載すること。

③ 環境保全のために配慮を行う事項として、「(4) 地域経済牽引事業を行う主な実施場所」に国立公園、国定公園その他環境保全上重要な地域を含む場合、公園計画との整合、関係機関（地方環境事務所、各自治体の自然環境部局等）との事前の調整の状況や環境保全対策について記載すること（記載例：本計画は公園計画との整

合を図り、地方環境事務所と調整を行ったうえで策定したものである。)

(3) 地域経済牽引事業を共同して行おうとする者がある場合は、当該事業者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びに当該事業者の役割

複数の事業者で地域経済牽引事業を共同して行う場合に、事業者ごとに、①名称、②住所、③代表者名、④役割を記入すること。

1の欄には、代表者が記入し、2の欄以降、代表者以外が記入を行うこと。

事業者は、地域経済牽引事業の実施に真に必要な事業者のみに絞り、具体的な役割を記載すること（構成員という記載は不可）。

また、法第13条に規定する「地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むとき」とは、地方公共団体と民間事業者が共同で地域経済牽引事業を行っており、地方公共団体が行う事業が地域経済牽引事業の実施に必要な不可欠な場合が該当する。

具体的には、次のようなものが該当する。

- ① まちづくりと一体となった観光事業として、地方公共団体が事業としてマスタープランを作成し周辺の道路等のインフラを整備する事例
- ② 特産品を開発販売する事業として、地方公共団体が市場調査や広報活動、展示会の開催などを行う事例
- ③ 第三セクターなど地方公共団体が一定の影響力を有する団体が参加している場合であって、当該団体への地方公共団体の出資比率が50%以上である事例
他方で、地方公共団体が補助金や地方税の減免等の財政的な支援のみで事業を支援している場合などは、該当しない。

(4) 地域経済牽引事業を行う主な実施場所

事業がどこで行われるかの実施場所を記載すること。

実施場所ごとに、事業のどの部分を行うか記載すること。

販路の拡大を行う場合など、促進区域外の場所を記載することも可能とする。

(5) 地域経済牽引事業の実施時期

実施の時期は、基本計画の計画期間を超えないようにすること。

実施スケジュールは、承認する都道府県などが事後的に事業の進捗管理を行うことができるよう、取組事項ごとに記載すること。

法第21条に規定する特許法の特例を活用する場合、承認地域経済牽引事業の成果に係る発明について、承認地域経済牽引事業計画の計画期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものであることを確認する必要があるため、当該事業計画の実施時期を「年月日」まで記載すること。

法第 22 条及び第 23 条に規定する商標法の特例を利用しようとする場合も、特例措置の適用は、承認地域経済牽引事業計画の計画期間内に限るため、当該事業計画の実施時期を「年月日」まで記載すること。

なお、法第 21 条の特許法の特例措置並びに法第 22 条及び第 23 条の商標法の特例措置を受けるに当たっては、「地域経済牽引事業計画の承認申請書の写し」及び「地域経済牽引事業計画の承認に係る通知書の写し」を特許庁へ提出する必要があるが、「地域経済牽引事業計画の承認申請書」は、都道府県知事等への提出後、事業者には返送されないため、あらかじめ写しを準備する必要がある。

2 地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法

事業者ごとに別紙 1-1 に記載すること。

記載するに当たっては、必要な資金の額とその調達方法がわかるよう、事業計画期間中の年度別に、該当する欄に金額の概算を記載すること。

3 地域経済牽引事業の実施による経済的効果

(見込み)

同意基本計画の「3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項」の「(3)地域の事業者に対する相当の経済的効果」(取引額又は売上、雇用者数、給与支払額等)を満たす見込みであることがわかるよう、地域経済牽引事業による相当の経済的効果の見込みを記載すること。

(算定根拠)

上記の見込みが一定の合理性を有することを説明する根拠を記載すること。

II 任意記載事項

1 地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項

2 地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

1 及び 2 を併せて、別紙 1-2 に記載すること。

事業に係る土地利用の計画がわかるように記載すること。

3 一般社団法人が法第 22 条第 1 項又は第 2 項に定められた商標法の特例を受ける場合の事項 (法第 22 条及び第 23 条に規定する商標法の特例)

法第 22 条及び 23 条に規定する商標法の特例を利用しようとする場合、次の事項に留意すること。

なお、法第 22 条及び第 23 条の商標法の特例措置を受けるに当たっては、「地域経済牽引事業計画の承認申請書の写し」及び「地域経済牽引事業計画の承認に係る通知書の写し」を特許庁へ提出する必要があるが、「地域経済牽引事業計画の承認申請書」は、都道府県知

事等への提出後、事業者に戻送されないため、あらかじめ写しを準備する必要がある。

(1) 一般社団法人の名称及び所在地

法第22条第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする一般社団法人の名称及び所在地を記載すること。

(2) 一般社団法人の構成員たる資格に関する定款の定め

定款の該当する条番号等及び当該条文等に記載の構成員たる資格に関する定款の定め（正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならないとするものに限る。）を記載すること。

(3) 法第22条第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする商標に係る商品又は役務

法第13条第2項第1号の規定により記載された地域経済牽引事業の内容に即する商品又は役務とし、その商品又は役務の内容及び範囲を明確に理解することができる表示をもって記載すること。地域の名称と商品（役務）との関係を、例えば、次のように記載すること。

- ① 地域の名称が商品の産地であれば、「〇〇（地域の名称）産の〇〇（商品名）」と記載する。
- ② 地域の名称が商品の主要な原材料の産地であれば、「〇〇（地域の名称）産の〇〇（原材料名）を主要な原材料とする〇〇（商品名）」と記載する。
- ③ 地域の名称が商品の製法の由来地であれば、「〇〇（地域の名称）に由来する製法により生産された〇〇（商品名）」と記載する。
- ④ 地域の名称が役務の提供の場所であれば、「〇〇（地域の名称）における〇〇（役務名）」と記載する。

4 補助金等交付財産の活用に関する事項

事業の実施者に地方公共団体を含む場合であって、法26条に基づく財産の処分の制限に係る承認手続の特例を活用しようとする場合、当該特例の対象となる補助金等交付財産について、補助金等交付省庁、補助金等の番号を記載すること。

5 法第24条に定められた課税の特例に係る主務大臣の確認を受けようとする場合には、地域経済牽引事業の用に供する施設又は設備に関する事項

法24条に基づく課税の特例を活用しようとする場合、課税の特例の対象としようとする施設又は設備の概要（用途及び取得予定時期（施設については着工予定時期））を記載すること。

第2 地域経済牽引事業計画の承認について

地域経済牽引事業計画の承認に当たっては、次の事項に留意すること。

1 地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含まない場合

申請された地域経済牽引事業計画が同意基本計画に適合すると認められること（法第13条第4項の規定に基づく承認）。具体的には、申請された地域経済牽引事業計画が、次の（1）～（6）のいずれの事項も満たすことが確認できること。

- （1）地域経済牽引事業として実施しようとする事業が、同意基本計画に定める地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項を満たすと見込まれるものであること。
- （2）事業の内容及び実施時期が具体的、かつ一定程度実現が見込まれるものであること。
- （3）事業の実施に必要な資金の額が地域経済牽引事業計画の内容及び実施時期を勘案して適切に計上され、調達方法が無理のないものであると認められること。
- （4）地域経済牽引事業を共同して行おうとする者がある場合、事業の内容及び役割分担から、これらの者が事業の実施に真に必要な者であると判断されること。
- （5）地域経済牽引事業計画の計画期間の終期は、計画期間の始期から5年目を含む事業年度の末日以前であること。ただし、同意基本計画の終期を超えるものではないこと。
- （6）地域経済牽引事業計画の承認前に取得した施設や設備、又は建設を開始した施設が当該計画による支援対象となっていないこと（当該施設や設備を活用して事業を行うことは妨げない）。

ただし、法施行初年度である平成29年度に限り、既に着工している施設であっても、基本計画に位置づけられているものであり、かつ、基本方針の公布以降に着工しているものについては、地域経済牽引事業計画による支援対象とすることとする。なお、着工済みの施設については、前述の通り支援対象となる可能性があるが、地域経済牽引事業計画の承認前に施設の取得を行っているものについては、支援対象外となるため留意すること。

なお、申請された地域経済牽引事業計画に法第13条第3項第1号及び第2号に掲げる事項の記載があるときは、記載された内容が法第11条第3項の規定による同意を得た土地利用調整計画と適合すると認められること（法第13条第5項の規定に基づく確認）。

具体的には、申請された地域経済牽引事業計画が、次のいずれの事項も満たすことが確認できること。

- ① 地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積が、同意土地利用調整計画に定める土地利用調整区域の所在、面積等と適合していること。
- ② 地域経済牽引事業の内容及び事業の用に供する施設の概要が、同意土地利用調整計画に定める地域経済牽引事業を行おうとする者に関する事項等と適合していること。

2 地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含む場合

申請された地域経済牽引事業計画が基本方針に適合するものであって、同意基本計画の達成に資すると認められること（法第13条第7項の規定に基づく承認）。具体的には、申請された地域経済牽引事業計画が、次の（1）～（6）のいずれの事項も満たすことが確認できること。

- （1）地域経済牽引事業として実施しようとする事業が、同意基本計画に定める地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項を満たすと見込まれるものであること。
- （2）事業の内容及び実施時期が具体的、かつ一定程度実現が見込まれるものであること。
- （3）事業の実施に必要な資金の額が地域経済牽引事業計画の内容及び実施時期を勘案して適切に計上され、調達方法が無理のないものであると認められること。
- （4）地域経済牽引事業を共同して行おうとする者がある場合、事業の内容及び役割分担から、これらの者が事業の実施に真に必要な者であると判断されること。特に、地方公共団体は、その行う事業が地域経済牽引事業の実施に必要な不可欠である場合にしか含まない。
- （5）地域経済牽引事業計画の計画期間の終期は、計画期間の始期から5年目を含む事業年度の末日以内であること。ただし、同意基本計画の終期を超えるものではないこと。
- （6）地域経済牽引事業計画の承認前に取得した施設や設備、又は建設を開始した施設が当該計画による支援対象となっていないこと（当該施設や設備を活用して事業を行うことは妨げない）。

ただし、法施行初年度である平成29年度に限り、既に着工している施設であって

も、基本計画に位置づけられているものであり、かつ、基本方針の公布以降に着工しているものについては、地域経済牽引事業計画のよる支援対象とすることとする。なお、着工済みの施設については、前述の通り支援対象となる可能性があるが、地域経済牽引事業計画の承認前に施設の取得を行っているものについては、支援対象外となるため留意すること。

なお、申請された地域経済牽引事業計画に法第13条第3項第1号及び第2号に掲げる事項の記載があるときは、記載された内容が法第11条第3項の規定による同意を得た土地利用調整計画と適合することを確認するために、主務大臣は、都道府県知事に協議し、その同意を得ることとする。

また、申請された地域経済牽引事業計画に法第13条第3項第4号に掲げる事項の記載があるときは、主務大臣は、当該事項に係る関係行政機関の長に協議し、その同意を得ることとする。

3 その他留意事項

地域経済牽引事業計画の承認後に農地転用許可や農用地区域からの除外に係る事務処理が迅速に行われるよう、都道府県及び市町村は、施設用地に農地を含む地域経済牽引事業計画の承認に関するスケジュールについて、当該都道府県及び市町村の農地転用許可制度及び農業振興地域制度の担当部局と連絡・調整を密に行うことが望ましい。

また、都道府県から地域経済牽引事業計画の承認の通知を受けた市町村は、速やかに当該市町村の農地転用許可制度及び農業振興地域制度の担当部局に通知すること。

また、地域経済牽引事業計画の承認後に開発許可手続が迅速に行われるよう、都道府県及び市町村は、当該都道府県及び市町村の都市計画担当部局及び開発許可担当部局と十分調整をすること。

第3 地域経済牽引事業計画の承認取消しについて

地域経済牽引事業計画の承認取消しに当たっては、次の事項に留意する。

1 法第14条第2項の規定に基づく承認の取消しの基準

地域経済牽引事業計画の承認の取消しの基準は、承認を受けた地域経済牽引事業計画の円滑な遂行に著しい支障が生じており、地域経済牽引事業が行われておらず、又は当該地域経済牽引事業が法、基本方針若しくは基本計画、本要領の基準に該当せず、若しくは該当しなくなると認められること。

なお、承認を受けた地域経済牽引事業計画の取消しに際しては、当該地域経済牽引事業計画の内容に係る事業又は事務を所管する都道府県内の関係部局及び関係市町村と十分な連絡調整を図った上で、取消しの理由を付して取消しの処分がなされた旨を申請者たる地域経済牽引事業者に通知すること。

また、都道府県知事は、地域経済牽引事業計画の取消しを行った場合には、速やかに当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長又は沖縄総合事務局長へ通知すること。

第4 地域経済牽引事業計画に係る特例措置の活用について

1 法第18条に規定する中小企業信用保険法の特例

承認地域経済牽引事業者が法第18条に規定する中小企業信用保険法の特例を利用しようとする場合には、地域経済牽引事業計画の承認を受けた都道府県に対し、承認地域経済牽引事業計画に沿って承認地域経済牽引事業を実施している旨の書面を提出し、その内容を確認した旨を通知する書面（次ページの例参照）の交付を当該都道府県より受けた上で、当該都道府県による確認日から1年以内に、その通知に係る書面を添えて、金融機関又は信用保証協会に対して地域経済牽引事業関連保証の申込みを行うことが必要である。

<書面の例>

	平成●●年●●月●●日
(あて先) ●●県●●課	
	(申請者) 株式会社●●
	住所 _____
	代表者名 _____ 印
	(地域経済牽引事業として行う事業の事業名) ●●
<p>当社は、平成●●年●●月●●日付で承認が行われた地域経済牽引事業計画に沿って、承認地域経済牽引事業を次の通り実施しておりますので、確認をお願いいたします。</p>	
<p><承認地域経済牽引事業の実施実績></p>	

	確認日：平成●●年●●月●●日
<p>上記事業者が承認地域経済牽引事業を実施していることを確認いたしました。</p>	
	●●県●●課 印

留意事項：

- 本通知とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- 金融機関又は信用保証協会に地域経済牽引事業関連保証に係る審査を申し込むに際しては、上記の確認日から1年以内に、本書面を添えて申し込みを行うことが必要です。
- 承認地域経済牽引事業を実施する前である場合、<承認地域経済牽引事業の実施実績>の欄には事業実施のための準備の実績などを記入してください。
- 印は知事名である必要はありません。

2 法第26条に規定する財産処分の制限に係る承認の手続の特例

地域経済牽引事業を行おうとする者（地方公共団体を含むものに限る。）が法第26条に規定する財産処分の制限に係る承認の手続の特例を活用しようとする場合には、地域経済牽引事業計画のほか、当該地域経済牽引事業を行おうとする者が転用しようとする補助金等交付財産に関する補助金等を交付した各省各庁の補助金等交付財産の転用に係る申請書を添付すること。

主務大臣は、地域経済牽引事業を所管する立場から地域経済牽引計画の承認をすることになり、補助金等を交付した各省各庁は、補助金等を所管する立場から、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条における承認の基準に照らして本特例に係る地域経済牽引事業計画の同意の可否を行うことになることから、必要に応じ図面や写真を添付するなど、資料により現状がわかるようにすること。

また、本特例を活用しようとする場合、地域経済牽引事業を行おうとする者は補助金等を交付した各省各庁から追加的に資料を求められることがあることに留意すること。

第5 承認地域経済牽引事業の法第24条に基づく確認について

1 確認の基準について

承認地域経済牽引事業（当該承認地域経済牽引事業を共同して行う場合にあっては、当該承認地域経済牽引事業のうち、当該確認を受けようとする承認地域経済牽引事業者が行うもの。以下「対象事業」という。）が、次の（１）～（４）（当該承認地域経済牽引事業を行う者に地方公共団体が含まれる場合にあっては、（４）を除く。）のいずれにも該当することとする。

（１）次のイもしくはロに該当すること。

イ 先進性に関する基準（告示第1項第1号イについて）

対象事業を含む承認地域経済牽引事業（以下「承認地域経済牽引事業」という。）について、基本方針に規定する評価委員会において先進的であると認められていること。

評価委員会は、地域経済牽引事業計画を公正かつ適正に評価できる有識者及び専門家等を評価委員とすることとし、評価委員会の設置にあたっては、別添1の地域経済牽引事業計画先進性評価委員会設置要綱を定めることとする。

評価委員は、以下のいずれかの項目で先進性が確認できれば、事業として先進性を有すると評価することとし、事業の先進性に関する評価を行った評価委員のうち、半数以上が先進性を有すると評価した場合には、評価委員会として、当該事業を先進的であると認めたとすることとする。

- ① 開発又は生産する製品の先進性
- ② 開発又は提供する役務の先進性
- ③ 製品の生産又は販売の方式の先進性
- ④ 役務の提供の方式の先進性

先進性の有無を判断する際には、同業他社における当該商品、当該役務、当該方式の普及状況を踏まえ、既に相当程度普及している場合については、先進性は認められないものとする。

なお、最終的には評価委員の判断で先進性の有無を評価することとなるが、各項目について、例えば、以下のような取組であれば、一定程度の先進性が認められる可能性が高いと考えられる。

①開発又は生産する製品の先進性

- ・同業他社に普及していない技術等を活用した製品
 - ※ 先端技術を活用した製品（革新的な新素材） 等
- ・既存技術等を活用しつつも、（潜在的な）顧客ニーズ等に対応した新たな製品
 - ※ 既存技術の組み合わせや既存製品の用途の変化等により新たな顧客層の獲得や市場を創造する製品 等

②開発又は提供する役務の先進性

- ・同業他社に普及していない技術等を活用したサービス
 - ※ 第4次産業革命等の先端技術を活用したサービス（自動走行技術による運送サービスやロボット技術を活用したサービス等）等
- ・既存技術等を活用しつつも、（潜在的な）顧客ニーズ等に対応した新たなサービス
 - ※ 複数サービスの組み合わせや既存サービスの性能の変化（低価格化、高品質化）等により新たな顧客層の獲得や市場を創造するサービス

③製品の生産又は販売の方式の先進性

- ・同業他社の一般的な方式とは異なる生産方式を含む事業
 - ※ 生産量や生産速度が大きく向上する方式の導入 等
- ・同業他社の一般的な方式とは異なる販売方式を含む事業
 - ※ ブランディング戦略や新たな販売方式の導入により、これまで当該製品の主な顧客層ではなかった顧客層を開拓する事業（地域商社による新興国市場開拓等）等

④役務の提供の方式の先進性

- ・同業他社の一般的な提供方式とは異なる提供方式を含む事業
 - ※ 新たな提供方式を導入し、利便性の向上等を図ることで、これまで当該サービスの主な顧客層ではなかった顧客層を開拓する事業 等

ロ 事業の実施場所に関する基準（告示第1項第1号ロについて）

承認地域経済牽引事業の実施場所が、生産活動の基盤に著しい被害を受けた地区（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第7条に規定する地区として政令で定めるものをいう。）であって、当該承認地域経済牽引事業に係る地域経済牽引事業計画の承認を受けた日（以下「計画承認日」という。）が同法第2条第1項の特定非常災害発生日から起算して3年を経過していないこと。

(2) 売上高に関する基準（告示第1項第2号について）

計画承認日以降5年を経過する日までの期間を含む事業年度において見込まれる当該承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、0を上回り、かつ、過去5事業年度における当該商品又は役務に係る市場の規模の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回ること。

売上高の伸び率は以下の計算式で計算することとする。

$$(a - b) / b \times 100$$

a: 計画承認日から5年を経過した日を含む事業年度において見込まれる当該商品又

は役務の売上高

b: 計画承認日を含む事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高
市場の規模の伸び率は以下の計算式で計算することとする。

$$(c - d) / d \times 100$$

c: 計画承認日の1年前の日を含む事業年度の当該商品又は役務に係る市場の規模

d: 計画承認日の6年前の日を含む事業年度における当該商品又は役務に係る市場の規模

例えば、過去5年間の市場の規模の伸び率が2%だった場合には、当該承認地域経済牽引事業を行うことで見込まれる商品又は役務の売上高の伸び率は、7%以上でなければならない。

なお、計画承認日を含む事業年度において売上が見込まれない場合には、以下の計算式で計算することとする。

$$(a - b') / b' \times 100 \times \{5 / (5 - e)\}$$

a: 計画承認日から5年を経過した日を含む事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高

b' : 当該商品又は役務の売上が最初に見込まれる事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高

e: 計画承認日を含む事業年度から当該商品又は役務の売上が最初に見込まれる事業年度までに経過した年度の数

(3) 減価償却資産の取得予定価額に関する基準（告示第1項第3号について）

承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する法人税法第2条第23号に規定する減価償却資産（以下、単に「減価償却資産」という。）の取得予定価額の合計額が2000万円以上であること。

取得予定価額を計算する際には、課税の特例の対象となる機械装置、器具備品、建物、建物附属設備、構築物だけでなく、法人税法第2条第23号に規定されている減価償却資産（工具、船舶、車両運搬具等）を全て合算することが出来る。

(4) 取得予定価額と減価償却費の比率に関する基準（告示第1項第4号について）

対象事業を行う承認地域経済牽引事業者（以下「対象事業者」という。）が取得する予定の減価償却資産の取得予定価額が、当該対象事業者の前年度における減価償却費の額の10分の1以上の額であること。

取得予定価額を計算する際には、課税の特例の対象となる機械装置、器具備品、建物、建物附属設備、構築物だけでなく、法人税法第2条第23号に規定されている減価償却資

産（工具、船舶、車両運搬具等）を全て合算することが出来る。

複数の事業者が共同で行う事業において、当該基準を満たさない事業者がいた場合には、当該基準を満たす事業者のみが確認の対象となる。

設備投資が複数年度に渡る場合であっても、事業の確認を行う前年度の減価償却費を以て判断する。

対象事業者が連結納税制度を採用している場合についても、グループ全体ではなく、個別企業単位ごとに確認する。

2 地域経済牽引事業の確認の流れ

承認地域経済牽引事業者は、法第24条に基づく主務大臣の確認を受けようとする場合には、別添2に定める確認申請書を、経済産業局を経て主務省庁に確認の申請をするものとする。

確認申請を受け取った経済産業局は、必要に応じて、事業者に対して、地域経済牽引事業の概要等に関する説明を求めることができる。

主務大臣は、承認地域経済牽引事業者（承認地域経済牽引事業を共同して行う場合にあっては、法第13条第1項に規定する代表者。以下同じ。）から法第24条の確認に係る申請を受けた場合であって、対象事業が告示で定めた基準に適合すると認めるときは、当該承認地域経済牽引事業者に対し、告示で定めた様式による確認書を交付するものとする。

事業者は、主務大臣による確認を受けた後に、機械装置、器具備品、建物、建物附属設備、構築物を取得した場合に、課税の特例の適用を受けることができる（建物等については、計画承認後であれば、計画確認前に着工することは妨げないが、確認を受けることが出来なかった場合には、課税の特例の適用を受けることは出来ないので留意すること）。

(別添1)

地域経済牽引事業先進性評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 この地域経済牽引事業先進性評価委員会設置要綱は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成二十九年法律第47号）第二十四条の規定に基づき、承認地域経済牽引事業の地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に基づき設置される地域経済牽引事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）の運営に関する事項を定めることにより、地域経済牽引事業が先進性を有する計画か否かについての評価を、適切に行うことを目的とする。

(構成)

第2条 評価委員会は経済産業省地域経済産業グループに設置することとする。

- 2 評価委員会は、地域経済牽引事業が有する先進性を公正かつ適正に評価できる有識者、専門家等の評価委員で構成し、主務省庁の意見を踏まえて、経済産業省が評価委員を指名することとする。
- 3 地域経済牽引事業の先進性を評価する際には、2名以上の評価委員が評価を行うこととする。
- 4 透明性、公平性の観点から、次の条件に該当する評価委員については評価から外すこととする。
 - 一 当該事業の申請企業（子会社を含む。）の役員又は従業員及びその親族である者
 - 二 当該事業の申請企業の主要な顧客・取引先その他、事業活動について当該時点で利害関係を有する者
 - 三 その他の利害関係を有する者

(任期)

第3条 前条に定める評価委員の任期は、委嘱の日の属する年度の末日までとする。なお、再任を妨げない。

(評価委員会の開催)

第4条 評価委員会は、地域経済牽引事業の申請状況等を勘案し、開催することとする。

- 2 評価委員会は、評価委員の招集を行わず、書面による決議の方法により評価委員の意見を求めることにより、評価委員会の決議に代えることができることとする。

(決議)

第5条 評価委員の半数以上が、当該事業が先進性を有すると評価した場合には、当該事業は先進性を有すると認められたこととする。

2 委員は、各々一個の議決権を有する。

(評価委員以外の者の意見)

第6条 必要に応じて、評価委員以外の者の意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、経済産業省地域経済産業グループに事務局を設置し行うこととする。

(守秘義務)

第8条 評価委員は、地域経済牽引事業の内容及び業務上知り得た事項を第三者に漏えいしてはならない。

(その他)

第9条 評価委員会は、この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関して必要な事項を定めることができる。

(別添2)

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成二十九年法律第四十七号)第二十四条の規定に基づき、承認地域経済牽引事業の地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に係る確認申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住所
名称及び代表者の氏名 印

対象事業者が行う承認地域経済牽引事業について、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第24条の規定に基づく確認を受けたいので別添のとおり申請します。

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 3 承認を受けた地域経済牽引事業計画を添付すること。

1 確認を受けようとする承認地域経済牽引事業（以下「対象事業」という）を行う承認地域経済牽引事業者（以下「対象事業者」という）

対象事業者の名称及び住所	
--------------	--

※ 対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。

2 地域経済牽引事業計画の承認日

--

3 対象事業を含む承認地域経済牽引事業（以下単に「承認地域経済牽引事業」という）の実施場所

--

4 承認地域経済牽引事業が有する先進性

<p>○事業の先進性の類型（※事業の対象となる類型全てに丸印を付ける）</p> <ol style="list-style-type: none">1 開発又は生産する製品の先進性2 開発又は提供する役務の先進性3 製品の生産又は販売の方式の先進性4 役務の提供の方式の先進性
<p>○事業の先進性に関する内容 及び 同業他社が存在する場合には同業他社との相違点</p>

※ 承認地域経済牽引事業の実施場所が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第7条に規定する地区であって、地域経済牽引事業計画の承認日が特定非常災害の発生日から起算して3年を経過していない場合には記載不要。

※ 必要に応じて、事業の先進性の説明に必要な参考資料を添付することができる。

5 承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務の売上高

計画承認日から5年後までの期間を含む事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高伸び率（％）	
過去5事業年度の当該商品又は役務に係る市場の規模の伸び率（％）	

※ 市場規模の伸び率が分かる資料を添付すること。

6 承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する減価償却資産

承認地域経済牽引事業者名（ ）

種類	資産の内容	数量	予定単価	取得予定価額	取得予定時期

※ 「種類」には、法人税法施行令第13条各号で規定する資産の種類を記入すること。

※ 複数の承認地域経済牽引事業者が事業を行う場合には、事業者毎に欄を作成すること。

7 対象事業者が取得する予定の減価償却資産

対象事業者名	
対象事業者の前年度の減価償却費	
対象事業者が取得する予定の減価償却資産の取得予定価額	

※ 減価償却費の根拠となる財務諸表等を添付すること。

※ 対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。